

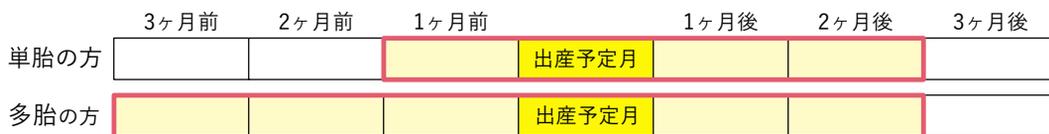
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- **令和5年11月1日以降**に出産を予定されている方で武雄市国民健康保険に加入されている方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税のうち、所得割額と均等割額について出産予定月（又は出産月）の前月から4ヶ月分（以下「産前産後期間」といいます。）が免除されます。

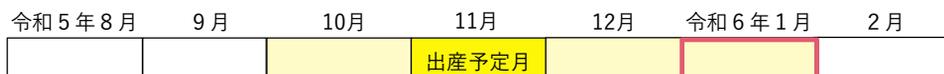


※産前産後期間分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※免除期間中に、社会保険等の期間がある場合は、本市の国民健康保険加入月数に応じて部分的に保険税を免除します。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。産前産後免除制度開始となる令和6年1月からの期間が減額の対象となります。

 …対象期間

- 保険税が減額され納めすぎになった場合は、保険税が還付されます。

届出に必要なもの

- ① 届け出る方の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- ② 出産予定日または出産日が確認できる書類（母子健康手帳や出生証明書など）
※別世帯の子の場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ③ 多胎妊娠の場合は、確認することができる書類

届出先

武雄市役所 健康課 国保年金係（市役所 1階） TEL 0954-23-9135